徳島県告示第六百二十九号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

令和四年十月二十八日二週間一般の縦覧に供する。その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、 令和四年十月二十八日から

徳島県知事 飯 泉 嘉

門

道路の種類 県道

3 0 1		番 整 理
久尾宍喰浦		路線名
同	五六番	区
	久保字久保	間
新	田	の 新 別 旧
八・五~四一・五	八・五~二六・三	(メートル)敷地の幅員
		(メートル) 長